

経営者保証を不要とする新たな制度

●事業者選択型経営者保証非提供制度

対象となる方	<p>次の(1)～(5)をすべて満たす法人(※1)</p> <p>(1)保証申込日(以下、「申込日」という)以前2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること</p> <p>(2)申込日の直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと</p> <p>(3)次のいずれかを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申込日の直前決算において債務超過でないこと(※2) ②申込日の直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと(※3) <p>(4)次の①および②について確実に充足することを誓約する書面を提出していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えないこと <p>(5)保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないことを希望していること</p> <p>※1 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)および(3)は問いません。設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。</p> <p>※2 貸借対照表において「純資産の額≥0」となること。</p> <p>※3 损益計算書において「経常利益+減価償却≥0」となること。</p>
	<p>対象となる方で、(3)①および②のいずれかを満たす場合 所定の保証料率に0.25%上乗せ</p> <p>対象となる方で、(3)①または②のいずれか一方を満たす場合、または法人の設立後2事業年度の決算がない場合 所定の保証料率に0.45%上乗せ</p>
対象となる保証	<p>原則として次の信用保険が付保された保証が本制度の対象となります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無担保保険・公害防止保険・エネルギー対策保険・海外投資関係保険・新事業開拓保険・事業再生保険 <p>(注)本制度は、個別の保証制度ではありません。</p>
	<p>①次の保証は、法令の定めるところにより経営者保証を徴求しないものとなるため、本制度の対象となります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例経営力向上関連保証・特例地域経済牽引事業関連保証 ・経営承認保証 ・経営承認準備関連保証(経営承認準化法第12条第1項第1号ハに該当する場合) <p>②次の保証は、本制度によらず、各保証の要綱等に基づいて経営者保証を徴求しないものとすることができます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者保証を不要とする取扱い(金融機関間構型、財務型、担保充足型等)を適用する場合 ・事業承認特別保証制度 ・事業再生計画実施関連保証制度(感染症対応型)であって、経営者保証免除対応を適用する場合 ・伴走支援型特別保証制度であって、経営者保証免除対応を適用する場合 ・スタートアップ創出促進保証制度・プロパー融資借換特別保証制度 ・経営者保証を徴求しない保証協会独自の保証制度及び自治体制度融資
対象となる保証等	<p>所定の申込書類のほか、「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書の添付が必要です</p>
	<p>※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。</p>
必要書類	<p>所定の申込書類のほか、「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書の添付が必要です</p>
	<p>※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。</p>

●事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度

対象となる方	事業者選択型経営者保証非提供制度と同じです
保証限度額	8,000万円 ※経営安定関連保証(セーフティネット保証)4号、5号の場合は別枠で8,000万円
対象資金	運転資金、設備資金
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合：1年以内 分割返済の場合：10年以内(うち据置期間1年以内)
担保	不要
連帯保証人	不要
保証料率	事業者選択型経営者保証非提供制度と同じです 上乗せとなる保証料に対して国から保証申込日に応じて、以下の補助があります ・令和6年3月15日から令和7年3月31日まで、0.15% ・令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、0.10% ・令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、0.05%
対象となる保証	無担保保険に係る以下のいずれかの保証 ①一般関係に係る保証 ②経営安定関連保証(セーフティネット保証)4号および5号に係る保証
必要書類	事業者選択型経営者保証非提供制度と同じです
取扱期間	令和9年3月31日まで(保証申込受付分) ※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。
●プロパー融資借換特別保証制度	
対象となる方	経営者保証を提供した保証協会の保証を付さない借入(以下、「プロパー借入」という)があり、かつ次の①から④の要件を全て満たす法人
保証限度額	①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率※が15倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと ※EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債・現預金)÷(営業利益+減価償却費) 2億8,000万円(組合等は4億8,000万円) ただし、申込金融機関における保証限度額は、プロパー借入のうち、経営者保証を提供していない借入残高の範囲内とします(注)一般の普通保険(2億円)および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします
対象資金	借換資金(申込金融機関におけるプロパー借入のうち、経営者保証を提供している事業資金の借換に限ります)
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合：1年以内 分割返済の場合：10年以内(うち据置期間1年以内)
担保	必要に応じて提供していただきます
連帯保証人	不要
保証料率	0.45%～1.90%
必要書類	所定の申込書類のほか、「財務要件等確認書」、「借換債務等確認書」の添付が必要です 申込金融機関において、次のいずれかの要件を満たす必要があります
金融機関の責務	●経営者保証を提供せず、かつ保全のないプロパー融資を実行すること ●本制度による返済部分を除くプロパー融資の全部または一部について経営者保証を解除し、かつ解除したプロパー融資について保全がないこと
取扱期間	令和9年3月31日まで(保証申込受付分) ※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。